

川越市上下水道局一般競争入札公告 川越市上下水道局公告財務第7号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和6年4月18日

川越市上下水道事業管理者 福田 司

1 入札対象委託

(1) ① 委託名

下水道用資機材等価格調査業務委託(単価契約)

② 委託場所

川越市内全域

③ 委託の大要

本委託は、川越市上下水道局発注工事で使用する下水道用資機材等における市場取引価格の調査を行うものである。

④ 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 入札日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月9日(木) 午後2時00分

(2) 場所

川越市上下水道局庁舎2階会議室

3 支払条件

完了払いとする。

4 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から入札日までの期間において、引き続き次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年告示第351号)に基づく令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)の建設工事に係る設計・調査・測量のうち「その他(設計・調査・測量)」に記載されている者であること。

(2) 令和3年度以降、国又は地方公共団体が発注した公共事業の積算に係る資機材等価格調査に関する業務委託を10件以上受注し、業務を完了した実績を有する者。

(3) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 川越市上下水道局契約規程(昭和54年水道部管理規程第2号。以下「契約規程」という。)第2条の規定に該当している者であること。

(5) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置等を受けていない者であること。

(6) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止措置等を受けていない者であること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(9) 本入札に参加する他の入札参加(希望)者との間に、次に示す関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2

条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。

イ 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

③ 組合関係

次に該当する2者の場合。

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「組合」という。)と当該組合の組合員の関係にある場合。

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

①、②及び③と同視し得る特定関係があると認められる場合。

5 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本入札にかかる入札及び契約に関する手続きについては、施行令、契約規程、川越市競争入札等参加者心得等の定めるところとする。法令等については、川越市上下水道局財務課又は川越市ホームページ等で閲覧することができる。

6 開札

即時開札

7 最低制限価格

あり(落札者決定後公表)

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

免除

10 委託完成保証人

川越市上下水道事業管理者が必要と認めた場合は、受注者と同等の資力、能力、信用のある一業者。

11 一括再委託

禁止

12 仕様書

仕様書は、川越市ホームページに掲載する。

掲載期間 令和6年4月18日(木)から令和6年5月9日(木)まで

13 入札参加申込

4の入札参加資格を満たす者で、入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を提

出すること。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書（川越市上下水道局指定様式）
- ② 市税の納付に係る誓約書兼同意書（川越市指定様式。本市より市税として課されている税がなくとも提出すること。なお、本書が提出できない場合は、本市市税の納税証明等申請書兼証明書（川越市指定様式で本入札の公告日以降に川越市が証明したもの。（写し可））を提出すること。）
- ③ 資本関係・人的関係調書（川越市上下水道局指定様式）
- ④ 4(2)の事項が確認できる契約書の原本及び契約書の表紙の写し、並びに当該契約の業務が完了したことが確認できる書類等の写し（契約書の原本については確認後返却）

(2) 提出先

川越市三久保町20番地10

川越市上下水道局財務課（川越市上下水道局庁舎2階）

(3) 提出方法

持参

(4) 受付期間

令和6年4月18日（木）から令和6年4月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日を除く。）

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

1.4 その他の事項

- (1) 入札回数は、同一の入札につき3回を限度とする。
- (2) 契約規程第12条に該当する入札は、無効とする。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する各項目の単価の合計を整数で記載すること。
- (4) 入札書は、川越市上下水道局指定様式を使用すること。
- (5) 入札参加者の代理人は、入札時に代理人の印鑑を持参するとともに、委任状を提出すること。
- (6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合は、川越市談合情報対応要領による所定の手続等を入札参加資格として付加することがある。

1.5 特記事項

詳細は仕様書によるものとする。

1.6 異議の申立て

入札に参加した者は、入札後は施行令、契約規程、川越市競争入札等参加者心得、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

1.7 問い合わせ先

- (1) 公告の内容 川越市上下水道局財務課（川越市上下水道局庁舎2階）
- (2) 委託の内容 川越市上下水道局下水道課（川越市上下水道局庁舎1階）